

防府市子ども・子育て行政推進委員会設置要綱

平成25年4月1日制定

(設置)

第1条 防府市の子ども・子育て支援について調査審議する防府市子ども・子育て会議を補佐する庁内組織として、防府市子ども・子育て行政推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者とする。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、こども家庭統括室長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第3条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長がこれを招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれを務める。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

文化スポーツ観光交流部	スポーツ振興課長
	文化振興課長
生活環境部	くらし環境課
健康福祉部	こども家庭統括室長
	社会福祉課長
	障害福祉課長
	高齢福祉課長
	こども家庭課長
	子育て支援課長
	健康増進課長
産業振興部	商工振興課長
土木都市建設部	建築課長
	道路課長
	都市計画課長
教育部	教育総務課長
	学校教育課長
	生涯学習課長